

## 【いわき芸術文化交流館アリオス】

## ヒアリング票

## 1. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施について

(1) 劇場、音楽堂等の運営にあたっては、運営方針(※)を明確化し、それに沿って事業を実施することが望ましいと考えますが、貴劇場においては運営方針をどのように定め、どのような内容で取り組まれていますか。また、その運営方針をどのような方法で県民や市民に伝えていますか(例：ワークショップの開催など)。

※「運営方針」とは、例えば、世界に優れた日本の芸術作品を発信する拠点とすることや、全ての市民が日常的に実演芸術に触れられる機会を提供すること、子どもたちに本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することなどといった、各劇場、音楽堂等の目指すべき方向性や理念、使命を定めたものであって、事業計画等のベースとなる運営についての基本的考え方を指します(運営方針とあわせて、事業計画等の現物もご提供ください)。

○施設の設置者であるいわき市が、運営理念、運営方針、事業計画を示し、それに基づき次のような事業運営を行なっております。

ひとつは、質の高い文化芸術を「観る・聴く」機会を市民に提供するとともに、劇場の本来的な役割である「創る」機能として、いわき独自の文化芸術の創造に取り組むこと。

2つめは、市民が気軽に文化芸術に触れ、日常的に文化芸術を楽しめるような事業を実施するとともに、市内の小・中学校等に、芸術家を派遣するアウトリーチ事業に積極的に取り組むこと。

3つめは、単に「場所を貸して管理する」という在り方ではなく、市民による文化芸術活動の裾野を広げ、また、その質の向上を図るため、技術スタッフによる専門的な劇場サービスを提供すること。

以上の3つを柱とし、「生活支援型アートセンター」として文化芸術による「教育支援」、「子育て支援」、「市民文化芸術活動支援」を重点的に実施しております。さらには、「いわき市いわき芸術文化交流館条例」において、「市民自らが担い手となる創造的で多様な芸術文化活動を促進することにより、市民文化の振興及びまちのにぎわいの創出を図り、もって市民が大きな夢と生きがいを持ち続けることができる魅力ある地域社会の形成に寄与する」ことを設置目的として定めています。

○運営方針・事業計画の周知については、施設広報の担当職員を配置し、ホームページ、メールマガジン、広報紙、地元のマスコミ等を活用し広く市民、県民に周知を図っています。また、誰でも参加可能な公開事業報告会の開催、さらには支配人をはじめ広報の担当職員等が、マスコミからの取材、寄稿、講演会、座談会、シンポジウム、講座等のあらゆる機会を通じていわき市外に向けてPRしています。

(2) 劇場、音楽堂等における運営方針の明確化を促進するにあたり、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

○創造型施設であれ、鑑賞型施設であれ、貸館中心の施設であれ、そこで働くスタッフと利用者及び観客の安全を保持することが基本です。そのことを劇場、音楽堂等の運営方針として掲げ、方策を採るべきだと考えます。具体的には、経験豊富な舞台技術管理者（舞台、照明、音響等）を、適正な人員数配置することです。  
○施設は、経年劣化します。施設や設備の保守・保全を適正に行い、改修・更新工事費の確保に努めることを、劇場、音楽堂等の設置者の義務として掲げるべきだと考えます。

## 2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

### 【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等が十分に機能を発揮するためには、それぞれの設置目的や事業等に応じて、専門的な能力を有する人材（専門人材）を確保することが重要であると考えますが、現在、貴劇場にはどのような専門人材が配置されていますか。

○専門職は、現場を統括する支配人を含め、舞台機構、照明、音響、制作（施設と催事を管理する制作と、自主事業を企画実施する制作）、広報の専門的な知識、能力を有する人材を嘱託職員として34名配置しています。  
○行政職は、館長を含め、総務経理、施設管理等を担当する市職員を10名配置しています。

(2) 現在、貴劇場において、専門人材の配置に関し、工夫されていることがあれば、記載してください。（採用形態、任期、専門分野、人材の発掘等）

施設の運営を円滑に行い、市民に対して質の高い事業プログラムを提供するために、舞台、照明、音響、制作、広報の各セクションに専門スタッフを起用しています。中核となるスタッフを外部からの招聘で、チーフや担当クラスのスタッフを公募による選考で、単年度契約の嘱託職員として採用しています。毎年人事評価（市の人事評価票をベースに独自の人事評価票を作成）をしながら、継続して契約（雇用）できるよう関係部署と検討を図っております。

(3) 現在、貴劇場が抱えている課題を解決するために必要な専門人材はどのようなものだと考えますか。（複数回答可）

（例：地域のニーズ把握のため→地域文化コーディネーター、  
公演の企画（買取）のため→アートマネジメント人材、  
劇場経営のため→外部資金獲得担当の人材 等）

将来に向けて必要な人材としては、

- 新たなコミュニティの創出及び失われたコミュニティの再生を目指し、地域と施設、市民と施設のスタッフ、芸術家と市民、市民と市民をつないでいくための「コミュニケーション・デザイナー」。
- 施設と周辺の環境を改善し、まちのにぎわいの創出を図るための「環境デザイナー」。

(4) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる専門人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

創造型の劇場、音楽堂等であることを自認する施設は、演出家、振付家、指揮者等を芸術監督として迎え、劇団、バレエ団、ダンスカンパニー、オーケストラ等の創作集団を抱える必要があると考えます。

鑑賞型や貸館中心の劇場、音楽堂等である場合は、芸術監督と創造集団をあえて設置する必要はなく、経験豊富な舞台技術管理者、制作者、広報等の専門人材を適正数確保していれば良いと考えます。

(5) 現在、貴劇場において、専門人材の養成に関し、取り組んでいることがあれば、記載してください。貴劇場のスタッフの養成だけでなく、外部（他の劇場のスタッフ等）に対する研修等を行っている場合には、それについても記載してください。

○開館当初から、舞台、照明、音響、制作、広報の各セクションに、いわき市（地元）出身の未経験者を公募で採用し配置しています。また、退職のため欠員が出た場合にも、新卒を含めていわき市（地元）出身の未経験者を公募で採用しています。経験豊富な専門人材を招聘にて確保しているうちに、地元出身の未経験者を専門人材として養成しています。

○自主事業として、市民と共同で行なう演劇・ダンスの創作事業を毎年企画実施すること、または市民の文化芸術活動に当館職員がスタッフとして参加することにより、若手スタッフがプランや操作等に深く関わる事が出来るようにしています。

○地域創造主催のステージラボ等の研修会や公共劇場舞台技術者連絡会主催の各種研修会等に参加し、専門知識の習得を図っています。

○外部の人材育成に関しては、舞台技術養成講座「はじめの一步」を毎年2回実施しており、高校の演劇部、地元のアマチュア劇団、文化協会の会員団体等の公演で舞台監督や照明、音響を担当している市民が参加しています。

(6) 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場、音楽堂等で働くスタッフや施設の利用者、公演の観客等の安全を維持するために、舞台技術管理者（舞台機構、照明、音響等）の適正人員数の確保（配置）と人材の養成は、義務として指針に記載すべきだと考えます。

### 【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴劇場の運営に当たって、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

大学等の高等教育機関と連携することの必要性は感じますが、現在のところ、当館では市内の小・中学校への「学校アウトリーチ」事業を充実させることに重点を置いており、当該機関との具体的な取り組みは行なっておりません。

(2) このほか、大学等の教育機関との連携に係る取組で、今後新たに考えられるものがあれば記載してください。

大学等の高等教育機関に期待できるのは、調査・研究・実験であると考えます。例えば、文化芸術を地域社会の課題（医療・福祉・教育・雇用・交通等）に活用するための新しいプログラムの研究開発や海外の事例調査や、地方都市において、文化芸術や劇場、音楽堂等が雇用を生み出せるか、ということの研究、調査、実験等です。そのような研究や取り組みは、地方自治体や劇場、音楽堂等の単独では難しいので、大学等が劇場、音楽堂等の運営に参画して貰えるようになると良いと考えます。

(3) 大学の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

大学が存在しない地方自治体は多いので、法律に指針として記載する必要はないと考えます。

### 3. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の実施に努めることが重要ですが、貴劇場において、教育普及活動について取り組んでいることはありますか。また、今後、どのような教育普及活動が必要だと考えますか。

質の高い舞台芸術を楽しんで頂く鑑賞事業、ワークショップ等を通じて子どもた

ちの感性や想像力を育む創造・育成事業、さらには館内にとどまらず市域の隅々までにアートを届ける普及・アウトリーチ事業に取り組んでおります。

しかしながら、事業の結果として、鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報等の成果につながれば良いと思いますが、小・中学校の教育現場（主に音楽授業）をサポートするために、文化芸術と施設等を提供することを大事にしたいと考えています。

(2) 貴劇場において、教育普及活動を行うに当たっての課題があれば、記載してください。

普段施設に足を運ばない、または運ばない市民についても事業の対象と捉え、小・中学校に音楽を届けるアウトリーチ事業のほか、山間地域などに音楽を届けるコミュニティ型アウトリーチ事業に力を入れていますが、すべての市民に事業を届けるには、経営資源が圧倒的に不足しています。

(3) 劇場、音楽堂等は、個人の年齢や性別、個人を取り巻く社会的状況等に関係なく、全ての国民に開かれた場であることが重要ですが、貴劇場を通して、障害のある方やご高齢の方などに文化芸術に親しむ機会を提供する工夫をしている場合には、記載してください。（例：各施設での訪問コンサートの開催など）

不定期ですが、市内の養護学校への訪問コンサートを実施しています。

(4) 教育普及活動について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません。

#### 4. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等が他の劇場、音楽堂等や文化芸術団体等とネットワークを構築し、これを活用することは、劇場、音楽堂等の運営に当たり、多様な活動を行うための有効な方策のひとつですが、貴劇場において、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とのネットワークや連携に係る取組（フランチャイズ、レジデンス、芸術提携等）がありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。また、ない場合には、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とネットワークの構築や連携に係る取組を実施することにメリットを感じるかなどのお考えを記載してください。

○鑑賞事業として良質な音楽を市民に届けるためにNHK交響楽団と協定書を締結し、東北地方唯一の定期演奏会を毎年1回当館で実施しています。今後も当該定期演奏会を当館大ホールにおける象徴的な事業と位置づけ、それをベースに、オーケストラ普及事業や市内小・中学校へのアウトリーチ等も含め、オーケストラ及びクラシック音楽といわき市民との関係、環境を、市民と共に創っていきたいと考えております。

また、東北地方ということもあり、宮城県仙台市を本拠とする仙台フィルハーモニー管弦楽団とも連携して当館のクラシック音楽事業を企画しています。

○市民から見れば、劇場、音楽堂等で開催される公演が、主催事業だろうが共催事業だろうが貸館事業だろうが関係ありません。単に見たい聞きたいものがラインアップされているかどうか重要です。そのため、主催事業ではなかなか実施できない、オペラ、バレエ、ミュージカル、ポピュラー等の公演を、福島県内のマスコミの事業部や、東北のプロモーター、市民団体と共催して提供することで、プログラムのバランスをとっています。

**(2) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行っていますか。行っている場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）を記載してください。**

巡回公演は、市民の鑑賞ニーズに応えるために、本数を制限して企画実施しています。雇用情勢の悪化、世帯の平均年収の激減、人口減少等の社会状況の大きな変化により、鑑賞人口が減少していくことは確実であり、これからは、未来への投資として、優れた文化芸術を子どもたちに提供することに、当館が持てるあらゆる資源を振り向けようと考えています。

**(3) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行うに当たり、支障となっている事項を記載してください。**

東京電力福島第一原発事故に携わる作業員、関連会社従業員等が多数、当館の立地する市街地に在るホテル等に長期に渡って滞在するため、巡回公演の招聘における宿泊場所の確保に大きな支障をきたしています。

**(4) 国立劇場又は新国立劇場との連携について、具体的な提案があれば記載してください。（例：企画制作のノウハウ、舞台技術等）**

新国立劇場が製作する舞台には、有名タレントが多数出演していて、全体経費が高いことと、当該タレントのスケジュールによって、地方都市の劇場は招聘し難く、地方公演を念頭に置いていないと感じます。よって、連携の必要性は、まったく感じません。

(5) 他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等との連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

事故、安全対策、防災訓練等の蓄積を共有するように指導すべきだと思います。共同制作や巡回公演等の連携は、自主事業を積極的に展開している一部の劇場、音楽堂等を有益にするだけのことです。独自に取り組むのは良いことですが、法律に記載することではないと考えます。

## 5. 調査研究機能の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等のより円滑な運営、機能の向上等に関し、どのような調査研究を行っていますか。また、今後、どのような調査研究を行うべきと考えますか。（例：今までに実施された公演の調査分析等）

○シンクタンクに業務委託するかたちで、事業運営評価調査、アンケート調査、マーケティング調査等を毎年実施し、分析を行い、今後の自主事業に反映させています。  
○今後の運営を、市直営のまま継続するか、指定管理者制度に移行するかについて調査研究を行うべきと考えています。

(2) 調査研究機能の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません。

## 6. 劇場、音楽堂等の経営の安定化について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安定的な経営を行うために、どのような取組を行っていますか。

自主事業の財源として、国等の関係機関（文化庁、地域創造、芸術振興基金等）が所管する補助金や助成金について、可能な限り採択を目指すとともに、本館の事業運営に係る予算フレームを設定し安定的な運営を図っています。

また、地域住民（いわき市民）に支持される施設であり続けるため、自主事業においても、「市民文化芸術活動支援」「教育支援」「子育て支援」を事業の目的として成果を上げることで、市民はもちろん行政や議会、学校等の教育機関からの信頼を勝ち得ることに努めています。

(2) 劇場、音楽堂等の経営の安定化について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

ひとたび事故が起きてしまえば、劇場、音楽堂等の閉鎖すら招きかねません。そうなれば、経営の安定化どころではありません。経営の安定化のための経済的安定も大事ですが、まずは、経験豊富な舞台技術管理者の適正な人員数を確保するために、設置者は努力すべきことを、国としての指針に明記していただければと考えます。

## 7. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような取組をしていますか。(例：定期的な避難訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等) また、安全管理についてどのような点が不十分だと考えますか。

年2回(夏・冬)の定期的な自主防災・避難誘導訓練、危機管理マニュアルの作成や見直し等に加え、各セクションから若いスタッフを選抜し、「安全対策委員会」「防災プロジェクト」を設置しています。安全管理で1番重要なのは、「風とおしの良い組織」にすることだと考えておりますので、組織がセクショナリズムに陥らないように、全セクションにまたがった「プロジェクト」を設置することで、職員間のコミュニケーションの円滑化を図っています。

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

経験豊富な舞台技術管理者を確保、養成することが重要と考えます。

## 8. 要望や苦情等への対応向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の運営に関する要望や苦情対応のために取り組んでいることはありますか。

事業運営評価調査の業務委託のプログラムとして、「グループインタビュー」という、市民の意見を拝聴する場を設けています。その場で、運営や事業、サービスに関する要望や苦情等を伺い、運営に反映させています。

(2) 要望や苦情対応への対応向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません。

以上